

久御山町立こども園 重要事項説明書

令和5年10月

1 施設運営主体

名称	久御山町
代表者氏名	町長 信貴 康孝
所在地	京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地
電話番号	075-631-6111

2 施設の概要及び利用定員

名称	① みまきこども園	② さやまこども園	③ とうずみこども園
所在地	相島曾根東 10 番地	佐古田中 2 番地	佐古清水 96 番地 2
連絡先	075-631-4531	0774-43-8644	0774-44-4966
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
利用定員	138 人 1 号認定の児童 30 人 2 号認定の児童 60 人 3 号認定 (満 1 歳以上) の児童 33 人 3 号認定 (満 1 歳未満) の児童 15 人	261 人 1 号認定の児童 60 人 2 号認定の児童 120 人 3 号認定 (満 1 歳以上) の児童 66 人 3 号認定 (満 1 歳未満) の児童 15 人	241 人 1 号認定の児童 50 人 2 号認定の児童 110 人 3 号認定 (満 1 歳以上) の児童 66 人 3 号認定 (満 1 歳未満) の児童 15 人
敷地面積	3,760.27 m ² 園庭 1,358 m ²	6,296.17 m ² 園庭 1,629.17 m ²	5,008.21 m ² 園庭 1,600 m ²
構造等	RC 造平屋建 鉄骨造平屋建	RC 造 2 階建	RC 造 2 階建 木造平屋建 鉄骨造平屋建
延べ床面積	940.78 m ²	2,943.63 m ²	1,861.10 m ²
設備	保育室 6 室 遊戯室 1 室 医務室 事務室に併設 事務室 1 室 便所 6 か所	保育室 15 室 遊戯室 1 室 医務室 事務室に併設 事務室 1 室 便所 17 か所	保育室 11 室 遊戯室 1 室 医務室 事務室に併設 事務室 1 室 便所 11 か所

3 施設の目的及び運営方針

(1) 目的

久御山町立こども園は、以下の運営方針に基づき、入園する乳幼児への保育・教育を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

本町では、町全体を「久御山学園」と見立て、乳幼児期から義務教育終了までの15年間（0歳～15歳）を見通した保育・教育の充実をめざしています。「久御山学園」では、将来の久御山町を担う子どもたちを町ぐるみで育てるさまざまな取組をすすめています。

★久御山学園で育てたい力

めざす子ども像を「人生を開拓しようとする子」として、学力の基盤となる「言語力」と、たくましくしなやかに生きる力の基盤となる「自己指導能力」の育成に努めています。さらに、それらの力の向上を下支えするために、積極性や自尊心など数値で図ることが難しいとされている非認知能力の育成にも力を注いでいます。

言語力…自らの考えを深め、他者とコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な力

自己指導能力…「生きる力」の基盤となるその時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力

★久御山町の就学前教育

本町では、就学前教育の充実を図るため平成30年度から保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ「認定こども園」として新たに出発をしました。認定こども園では、すべての子どもに良質な環境を保障し、「遊び」を通して、小学校での「学び」の基礎となる力が身につくよう、保育・教育活動を進めています。

乳・幼児期は、心身や基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児の自発的な活動である「遊び」を通じた「学び」を大切にしています。

幼児期の遊びの中の「学び」とは、小学校での教科学習の「学び」とは違い、主体的な活動を通して育む感性や学力の基礎となる力「生活する力」「人とのかかわる力」「学びに向かう力」のことです。

つまり、遊びの中で、人として生涯「学び続ける力」の土台を築こうとしています。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿・育てたい力を明確にし、「遊び」と「学び」を切り離すことなく、子どもたちの「遊び」が広がり深まる中で「もっと知りたい」「もっとやってみたい」という気持ちが自然とわき起こる、そういった保育・教育を行っています。

★外国語教育の充実

町立学校に勤務するALT（外国語指導助手）が、こども園を訪問し、園児との交流を深め、外国語に親しむ機会を設けています。

★1日の生活の流れ（月曜日～金曜日）

時刻	1号認定・2号認定	3号認定
7:30 ～ 8:30	早朝保育（2号認定）	早朝保育
8:30 8:45（1号） ～ 9:00	登園	登園
9:00 ～ 11:30	保育・教育時間	保育時間 年齢に応じた食事時間 （給食）
11:30 ～ 12:30	給食	
12:30 ～ 14:00	くつろぎの時間 （午睡・休憩・室内あそびなど） 降園（1号認定）	午睡
15:00	預かり保育（有料）（1号認定）（～16:30）	
15:00 ～ 15:30	おやつ	おやつ
15:30 ～ 16:30	あそび 片付け・降園	あそび 片付け・降園
16:30 ～ 18:30	延長保育（2号）	延長保育
18:30 ～ 19:00		

※給食時間等、年齢により異なります。土曜日の開園時間は、17:00までです。

★おもな年間行事

月	行 事	保護者参観行事
4月		入園式・クラス懇談会
5月	春の遠足（3・4・5歳児） こどもの日の集い、交通教室（3・4・5歳児）	家庭訪問（3・4・5歳児）
6月	虫歯予防の集い（歯みがき指導） プール開き	給食参観（動画配信）
7月	七夕の集い	個人懇談
8月		個人懇談
9月	お月見の集い	祖父母参観（5歳児）
10月	秋の遠足（2・3・4・5歳児）	運動会
11月	絵画展	
12月	もちつき・クリスマス会	個人懇談会（希望者のみ）
1月		保育参観（0・1・2歳児）
2月	豆まき	生活発表会（3・4・5歳児）
3月	ひなまつり お別れ会	修了証書授与式（5歳児）
毎月	誕生会、避難訓練、身体測定（身長・体重）	

※総合避難訓練、内科検診、歯科検診が年2回あります。

※検尿検査が年1回あります。

※年齢により、対象行事が異なります。

※行事の実施時期、内容等変更する場合があります。（別途、園からお知らせします。）

4 職員体制（令和5年10月現在）

	みまきこども園	さやまこども園	とうずみこども園
園長	1名	1名	1名
副園長	1名	2名	1名
指導保育教諭（正職員）	2名	2名	2名
※うち育児休業等	0名	1名	0名
保育教諭（正職員）	5名	11名	9名
※うち育児休業等	1名	2名	1名
保育教諭（会計年度・一般）	6名	8名	7名
※うち育児休業等	0名	0名	1名
保育教諭（会計年度・補助）	4名	11名	8名
※うち育児休業等	0名	0名	1名
調理員（正職員）	1名	2名	2名
※うち育児休業等	0名	0名	0名
調理員（会計年度・一般）	2名	1名	1名
調理員（会計年度・補助）	3名	4名	3名
栄養士（会計年度・補助）	1名		
事務員（会計年度・一般）	1名	1名	1名
用務員（会計年度・一般）	1名	1名	1名
用務員（会計年度・補助）	1名	1名	2名

※上記以外にも、早朝・延長・代替等、パート職員を配置しています。

※（保育士配置基準）0歳児（3：1） 1歳児（5：1） 2歳児（6：1）

3歳児（20：1） 4歳児（30：1） 5歳児（30：1）

※幼児クラスには、副担任を配置しています。

5 教育・保育の提供時間及び休園日

(1) 開園時間

平日：午前7時30分から午後7時
土曜日：午前7時30分から午後5時

(2) 休園日

★1号認定

休園日・・・土曜日・日曜日・祝日
夏季休業日・・・7月21日～8月31日
冬季休業日・・・12月24日～1月6日
春季休業日・・・3月25日～4月5日

※祝日等の関係により、変更になる場合があります。

★2号・3号認定

休園日・・・日曜日・祝日
年末年始・・・12月29日～1月4日

★共通事項

振替休日および伝染病、風水害、暴風警報発令時など、その他必要と認めるときは、休園することがあります。

また、行事等の午後は休園となる場合があります。

(3) 基本保育・教育時間

★1号認定：平日・・・午前8時45分～午後2時
★2号・3号認定：平日・・・午前8時30分～午後4時30分
土曜日・・・午前8時30分～正午

(4) 保育・教育提供時間

★教育標準時間・・・午前8時45分～午後2時
★保育標準時間・・・午前7時30分～午後6時30分（最長）
★保育短時間・・・午前8時30分～午後4時30分（最長）

(5) 入園当初の教育・保育提供時間（ならし保育）

はじめて集団生活を経験することになりますので、入園児童の体調等に配慮し、最初の7日間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）は、ならし保育期間とします。

6 預かり保育及び延長保育

★預かり保育（1号認定利用者向け）

基本教育時間終了後、希望する在園児を対象に、保護者の子育てを支援することを目的として預かり保育事業を実施しています。

時 間・・・教育・保育課程に係る時間終了～午後4時30分

利用料・・・1回につき、利用料200円+おやつ代100円

（※給食が必要な場合は+190円）

★延長保育（2号・3号認定利用者向け）

本町独自の措置として保育時間の延長を実施しています。

基本保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間の範囲内で、延長保育を実施します。

保育提供時間を超えて、延長保育を利用する場合は、30分100円の利用者負担が必要となります。

7 気象警報発令時の対応

- (1) 午前7時現在に「久御山町」に特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表中の場合は自宅待機していただき、午前10時までに警報が解除された場合、解除後、保育・教育を開始します。
- (2) 1号認定児は、午前10時以降、午後2時までに警報が解除された場合は、解除後、保育・教育を開始しますので、お弁当を持参するか、昼食を済ませてから登園してください。
- (3) 2号・3号認定児は午前10時以降、午後3時までに警報が解除された場合は、解除後、保育・教育を開始しますので、お弁当を持参するか、昼食を済ませてから登園してください。ただし、平日は午後3時までに、土曜日は正午までに警報が解除されなかった場合は臨時休園とします。

8 給食

- (1) 好き嫌いなく何でも食べられるように、また楽しい雰囲気の中でよい食事習慣が身に付くようにと栄養量や切り方等を年齢にあわせて配慮し、多くの食材を取り入れた献立を栄養教諭・栄養士が作成します。
(献立については、毎月別途お知らせします。)
- (2) みまきこども園・さやまこども園の0歳児～5歳児及びとうずみこども園の0歳児～2歳児は、自園調理します。とうずみこども園の3歳児～5歳児は、学校給食に準じた内容の給食を小学校給食室から搬送します。
- (3) 園児に食物アレルギーがある場合には、診断書及び指示書を提出してください。
一部の食材については除去します。
除去食対応できない場合は、代替食を持参していただきます。

- ★給食費・・・1号認定：月額2,500円（年額27,500円）
2号認定：月額5,000円（年額60,000円）
3号認定：保育料に含まれています。

【給食費（副食費）の免除】

次のいずれかに該当する場合、給食費（副食費）は免除します。

認定区分	対 象 児 童
1号認定	市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子ども
	年少（3歳児）から小学校3年生までの範囲内に子どもが3人以上いる世帯で最年長を第1子、その下を第2子とカウントした場合の第3子以降の子ども（カウント対象は、こども園等を利用している場合に限る。）
	市町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯で、満18歳未満子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子ども（久御山町独自制度）
2号認定	市町村民税所得割課税額が57,700円（ひとり親世帯等は77,101円）未満の世帯の子ども
	小学校就学前の範囲内にお子さんが3人以上いる世帯で最年長を第1子、その下を第2子とカウントした場合の第3子以降の子ども（カウント対象は、こども園等を利用している場合に限る。）
	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で、満18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降の子ども（久御山町独自制度）

- ★免除の判定に関して、町が所得状況等の確認をします。
- ★市町村民税所得割課税額は父母の課税額を合計します。また、祖父母などが入園児童を扶養されている場合などは、その扶養者の課税額も考慮します。
- ★「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害児(者)同居世帯などをいいます。
- ★4月～8月分は前年度の市町村民税所得割課税額により、9月～3月分は当年度の市町村所得割課税額により判定をします。
- ★結婚や離婚等により判定対象者が変わった場合や、修正申告等で課税額が変更になった場合は、子育て支援課に資料を提出してください。翌月から変更になる場合があります。
- ★税の申告をされていない等で課税額の確認ができない場合は、免除できない場合があります。

9 保育料及び実費徴収（令和~~4~~5年10月現在）

(1) 利用者負担額（月額保育料）

保育料は、保護者の所得に応じて、下記金額表により徴収します。

月初入園・月末退園となりますので、保育料は月単位で生じ、登園されない場合でも保育料はかかります。また、正当な理由なく3か月以上保育料を滞納されると退園していただく場合があります。

下記金額は、今後、見直し等で変更となることがあります。

なお、3歳児から5歳児の保育料は無料です。

★0歳児から2歳児クラスの保育料

各月初日の支給額定子どもの属する世帯の階層区分		保育標準時間	保育短時間
		保育料（月額）	保育料（月額）
階層区分	定義	0歳児から2歳児クラス	0歳児から2歳児クラス
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	12,600円 (5,850円)	12,500円 (5,850円)
第4	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	19,500円 (5,850円)	19,200円 (5,850円)
	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	19,500円	19,200円
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	28,900円	28,500円
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	39,600円	39,000円
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	52,000円	51,200円
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	67,600円	66,500円

() は「ひとり親世帯等」の金額です。

※年齢の計算については、年度の初日の前の日を基準日とします。

★多子世帯の保育料軽減について

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。（ただし、カウントの対象となるのは、認定こども園や保育所、幼稚園等を利用している子どもに限ります。）

第3階層及び第4階層（ただし、市町村民税所得割課税額57,700円未満に限る。）については、上記、子どもの年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無料となりま

す。

※第4階層（市町村民税所得割課税額77,101円未満に限る。）までのひとり親世帯等については、子どもの年齢に関わらず、第2子以降は無料となります。

※上記に加え、久御山町独自制度として、第4階層（市町村民税所得割課税額57,700円以上）及び第5階層のうち、満18歳未満（ただし18歳になる年の年度末まで）の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降は無料となります。

⇒対象の方は申請が必要です。

- ★「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害児(者)同居世帯などをいいます。
- ★この表における「保育標準時間」又は「保育短時間」の区分については、保育の必要量に応じた区分によるものです。
- ★保育料は、父母の市町村民税所得割課税額の合計により算定します。
- ★祖父母などが入園児童を扶養されている場合などは、その扶養者の課税額も考慮のうえ保育料を算定します。

★保育料の切り替えについて

毎年9月が保育料の切り替え時期です。4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税所得割課税額により、9月～3月分は当年度の市町村所得割課税額により決定します。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づく保育料 (4月～8月分)	当年度の市町村民税額に基づく保育料 (9月～3月分)
-------------------------------	-------------------------------

(2) 実費徴収

保育料・給食費の他に、保護者にご負担いただくものとして、次のものがあります。

【参考】令和5年度

- ★用品代・・・氏名印 (220 円)、お便り袋 (220 円)、徴収袋 (80 円)
出席ノート (400 円程度)、カラー帽子 (940 円)、はさみ (410 円)
粘土ケース (240 円)、道具箱 (520 円)
- ★教材・保育材料代・・・粘土 (380 円)、クレパス (620 円)
- ★体操服代・・・半袖 (1,820 円)、長袖 (2,530 円)、パンツ (1,820 円)
- ★修了アルバム代 (5歳児のみ)・・・8,800 円
- ★こども園費・・・行事や誕生会等の飲食物、お持ち帰りいただく教材・保育材料等として、月 500 円程度ご負担いただきます。

※物価の変更等により金額が変わる場合がありますのでご了承ください。(購入いただく用品等は年齢によって異なります。)

上記の他、園外保育利用料等についてご負担いただくことがあります。徴収額は年齢等

によって異なります。

※別途、保護者会等からの費用徴収があります。

10 利用の開始及び終了に関する事項

★開 始：本重要事項説明書に同意された後、入園申込書等を提出してください。（申込が定員を超えた場合は、別に定める選考基準に基づき入園を決定します。）
入園承諾後、利用開始となります。

★終 了：以下の場合には、利用終了となります。

- ①利用児童が小学校に就学したとき
- ②認定要件に該当しなくなったとき
- ③町外に転出されたとき
- ④退園届を提出したとき
- ⑤その他、保育料及びその他の利用者負担金が期日までに支払われない等の、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

★課程修了の認定：全課程を修了したと園長が認めた者には、修了証書を授与します。

11 健康管理

★嘱託医による定期的な健康診断と嘱託歯科医による歯科検診を実施します。

★尿検査を実施します。

(1) 嘱託内科医（令和5年10月現在）

	みまきこども園	さやまこども園	とうずみこども園
医療機関	くわはら内科	田村医院	勘田内科医院
医院長名	桑原 直夫	田村 晃浩	勘田 紘一
所在地	久御山町北川顔村西6番地2	久御山町佐山双置87番地	久御山町林宮ノ後36番地8

(2) 嘱託歯科医（令和5年10月現在）

	みまきこども園	さやまこども園	とうずみこども園
医療機関	鈴木歯科医院	原田歯科医院	ぬくい歯科医院
医院長名	鈴木 淳之	原田 光康	温井 茂樹
所在地	宇治市広野町茶屋裏37	久御山町佐山新開地196番地	久御山町栄1丁目1番地77

12 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書により対応します。
防災設備	自動火災報知器、消火器、非常通報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、非常電源設備、カーテン・カーペットの防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は毎月1回以上実施します。
管轄消防署	久御山町消防本部
管轄警察署	宇治警察署

13 要望・苦情等の受付

窓口担当者：園長、副園長

受付：随時

14 災害共済給付制度

災害共済給付制度とは、こども園の児童が通園中を含むこども園の管理下において発生した災害に対して、医療費等を保護者に支払うことにより、保護者の負担を軽減する制度です。この制度への加入は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」とこども園の設置者が保護者の同意を得て、災害共済契約を締結することによってできます。久御山町ではこども園入園児童全員が加入となります。

掛け金（保護者負担）：児童一人につき0円

※久御山町が全額（年額285円）補助します。

15 虐待の防止に関する措置

こども園を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。また、家庭との連絡調整及びはぐくみ等の関係機関との連携を密にし、対処していきます。

なお、子どもに虐待のおそれを感じられる場合で、緊急性が高い場合は、児童相談所に通告することや、児童相談所から依頼があった場合は、情報提供を行うことがあります。

16 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

全職員について、職務上、知り得た秘密を守ることを徹底させています。